

鎌倉日和

vol.54

「SDGs」は、企業活動だけでなく学校教育にも取り入れられるほどポピュラーになりましたが、「ハードルが高そう」と実際の行動に移せていない人も多いかもしれません。

しかし、夏は他の季節に比べ猛暑や災害級の大雨を記録するなど、異常気象を実感しやすい季節です。子供と過ごす時間が増える夏休みだからこそ、「自分ができること」を1日1つでも一緒に実践できれば、次世代へのバトンをつないでいけるのかなと思います。



鎌倉ブランドのお客様

SLOVE 様

● コロナ禍がもたらした気づき ●

由比ヶ浜大通りにある蕎麦処「SLOVE (スローブ)」。蕎麦処といえば和の雰囲気のお店が多いですが、SLOVE は大きなガラス窓から明るい光がふんだんに降り注ぎ、観葉植物やヴィンテージの建具を使った温かみのある空間で、一見蕎麦処には見えません。内装の9割が古材のアップサイクルということで、「サステナブルな蕎麦処」というコンセプトにぴったりの店構えです。ランチタイムのお客様をお見送りした後、店主の坂部広征さんにお話を伺いました。



坂部さんは、地元藤沢で蕎麦処を経営し友人や先輩などの常連客に囲まれ、地元コミュニティならではの居心地の良い日々を送っていました。その日々が変化しきっかけが、新型コロナウイルスの世界的大流行です。緊急事態宣言で営業ができず、思いがけず時間ができたことで、世の中で起きていることに目を向けてみたところ、思っていた以上に食糧問題や環境問題が世界規模で起きており、調べれば調べるほど、それを知らずに生きていたことに愕然としたそうです。

飲食店として、「美味しい料理と楽しい時間の提供」だけでなく、もっと大切にすべきことがあるのではないかと考えた結果、人が生きる根幹となる「健康」が一番大事であると感じ



付いたと言います。坂部さんは、「健康」とは、肉体的・精神的健康だけでなく、地域社会・政府の健全性や、地球環境の「健康」が含まれるととらえ、一人一人の行動が持続可能で「健康」な未来をつくると考えています。

鎌倉は健康志向や環境問題への意識の高い住民が多いだけでなく、国内外から多くの観光客が訪れ、情報発信力の高い街です。そんな鎌倉であれば、「健康」の意味をより深く広く発信できるのではないかと、コロナ禍の2021年にSLOVEをオープンしました。

● 地球環境の「健康」への第一歩 ●

お店では、できるだけ地元農家さんの無農薬有機野菜や地元漁師さんの魚を使っていますが、現場に足を運び、直接会

って話をするを大事にしています。畑で農家さんが手塩に掛けて育てた野菜を見ることで、なぜその野菜は美味しいのか坂部さん自身が納得でき、どうお客様にその美味しさが伝えられるかを考えることができるからです。

また、現場では料理の観点を超えて、SLOVEの役目を気付かされることが多いと言います。

漁師さんから、リアルな声として海洋プラスチック問題や海水温上昇の話を受け、漁獲量が激減している今、魚を食べられることは当たり前ではなく、獲れた命を大切にいただくことの意義を痛感します。お店で出汁を取った後の鰹は、二番出汁をとらずうまみも栄養素も十分残っているため、ジャーキーとして販売したり、売上金を犬の保護活動を行っている団体に寄付したりしていますが、こういったアイデアも、漁師さんやお客様との関わりの中で生まれたそうです。フードロスを減らすだけでなく、栄養価の高い製品を生み出し、社会に貢献するサイクルを作り出すことは地球環境の「健康」への第一歩です。



● ゆっくりと、確実に未来をつくる ●

商標登録をした「SLOVE」(第6502835号)は「SLOW」と「MOVE」のあわさった造語です。コロナ禍は飲食店にとっても厳しい状況でしたが、「ゆっくりと、でも確実に進み続ける」という意味合いを込めて店の名前に決めました。ユニークで覚えやすく、意味を知ると「なるほど」と思わせる、ブランディングに繋がる素敵な商標です。

何を食べるのか、何をするのかは私達の選択次第であり、今日の選択が10年後、20年後の身体や地球環境の「健康」をつくっていきます。ただ、それをプレッシャーに感じるのではなく、選択肢を知った上で、豊かな日々の営みとして「ゆっくりと、確実にできることからやる」。そういったSLOVEの肩ひじ張らない姿勢が、一番の「持続可能な」秘訣なのかもしれません。当事務所は、事業者の皆さまがそれぞれの立場で実施・検討されている未来のための取り組みを、知的財産の側面からサポートしていきたいと考えています。

SLOVE

神奈川県鎌倉市由比ガ浜 3-9-47

TEL:0467-37-3322

https://www.instagram.com/slove_yuigahama





知的財産と SDGs

SLOVE のコンセプトである「サステナブル (Sustainable)」。いわゆる SDGs の「S」はこの頭文字であり、2015 年に国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals) は、「持続可能な開発目標」という意味で良く知られています。今回は、知的財産と SDGs の関係をお話したいと思います。

SDGs といえば、資源や問題を「共有」していくイメージがある一方で、知的財産は特許権のように、権利を「独占」するイメージがあるので、なんとなく相性が良くないような気がしませんか？



しかし、本来、知的財産権法は SDGs 的なもので、むしろ SDGs の実現に必須ともいえるものです。例えば、特許法 1 条には法目的として以下のように書かれています。

「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」

この、「発明の保護」とは特許権を付与することで、「利用」とは技術を共有することです。すなわち、産業を発達させ世界をより良くすることが特許法の目的であり、そのためには「技術が共有」され拡散される必要があるのです。実に SDGs 的です。そして、「特許権」というツールを用いて、それを円滑に進めるといのが特許法の本質なのです。

SDGs には 17 の目標がありますが、「産業と技術革新の基盤を作ろう (目標 9)」をはじめとして、「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに (目標 7)」、「働きがいも経済成長も (目標

8)」のように、知的財産と関係の深い目標も少なくありません。技術開発とサステナブルは両立するもので、「両立をより進めていく」という意識がSDGsの一面です。

20世紀初頭から自動車産業は、世界経済と産業発達をけん引しつつ、常に環境問題と共にありました。20世紀後半から環境問題の意識が高まり、世界的な排ガス規制によりハイブリッド車や電気自動車を開発することになり、自動車産業はより発展し、サステナブル社会の実現に近づきました。言ってみれば、この100年を通じた自動車産業の営みが、特許法の法目的であって、SDGsの目指す形であるといえます。



また、知的財産権法やSDGsの目指すものは、自動車産業の発展のように大規模なものばかりではありません。SDGsの目標11には「住み続けられるまちづくりを」、目標12には「つくる責任、つかう責任」が示され、地域に仕事を生み、地域の文化や特産品を広めることが推奨されています。

資源の適切な管理や自然と調和した暮らしが、サステナブルの基本です。ただ、地域事業が収益を上げなければSDGsは絵に描いた餅になりかねません。そのためには、商品やサービスの個性化やブランディングを通じて、その価値を高め、経済生産性を上げる必要があります。そこで、商標登録制度により、ブランド保護が必須となってくるのです。

SDGsは、包摂的に未来の地球を守る運動であり、その中には産業の健全な発達が含まれます。また、知的財産権法も、産業の発達等を目的としているため、SDGsの目標の一部と共通します。したがって、知的財産権をツールとして活用することでも、SDGsの実現を目指すことができる、というわけです。

弁理士 芦田 圭司

暑中お見舞い申し上げます



子どもの頃の夏といえば夏休みの工作。何を作ろうかワクワクしたことを覚えています。工作というテーマですが、アイデアを考えそれを実際に作ってみるという経験は、後に社会に出てとても糧になった経験でした。思いつくことはたくさんあってもそれを実現するのがいかに大変であること、そして、発想することと同じくらい実現することが重要であることが分かるからです。

私たちは仕事の一つに特許を取り扱っています。特許には新しさが必要になりますので、世にリリースされる前のアイデアについて相談を受けることが多いです。特許の取得も簡単ではありませんが、特許を取得した後に待っているのは「実現」という課題です。「アイデア」「特許」「実現」の3つがセットになって初めて収益とその独占につながります。

少し前ですが、八戸工業大学の大学生が L 字型画びょうを考案し、特許庁主催のデザインパテントコンテストで特許庁長官賞を受賞し話題になりました。通常の画

びょうは抜くときに爪がなかなか隙間に入らず苦勞することがありますが、この L 字型画びょうはネイルをつけていても簡単に取り外せるのが特徴です。試



引用:八戸工業大学HP

作品もインターネットで見ることができますが、その良さが一目で伝わります。大学生ながら「アイデア」

「特許」(正確には意匠登録)「実現」を成し遂げました。

私の学生時代ではとてもできなかったことなので、ワクワクしながら記事を読みました。学生時代の夏休みは遥か遠くになりましたが、いまでも新しいアイデアの相談を受けるたびに、仄かなワクワク感が沸き起こります。今年も暑い夏が楽しみです。



将星国際特許事務所
所長弁理士 渡部 仁

SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL : 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX : 0467-73-8541

Email : info@shousei.jp

URL : https://shousei.jp/

